

令和6年度第3回
岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 令和7年1月22日（水） 午後2時00分～午後3時15分
- 2 場 所 岡山市役所議会棟3階第1会議室
- 3 出席委員 小倉委員、栢野委員、岸委員、木山委員、中塚委員、水ノ上委員、山本委員、柚木委員
- 4 出席職員 （市民協働局）森安次長
（女性が輝くまちづくり推進課）大下課長、篠原担当課長、繁定課長補佐、大熊主査、松川主事
- 5 傍聴者 1人
- 6 次 第
（開会）
市民協働局次長挨拶
（1）議事
①「第5次さんかくプラン」年次報告書（令和6年度）（案）について（資料1）
②岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画（案）について（資料2-1、資料2-2、資料2-3）
（2）その他
- 7 配付資料
資料1 「第5次さんかくプラン」年次報告書（令和6年度）（案）
資料2-1 岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画（案）
資料2-2 素案からの主な変更点
資料2-3 パブリックコメントでの意見に対する回答（案）
- 8 会議の状況
（1）議事
議事①「第5次さんかくプラン」年次報告書（令和6年度）（案）について
○説明内容
資料1について事務局から説明

○意見等
・説明があった部分のうち、報告書に追記されていないものがある。コロナ禍前と比べるとすごく減っているということが分からないと、増えている印象を受け取ってしまうのではないかと。令和9年度の計画で変更する予定、あるいは検討しますと書いてあるものもあるが、そのような記載があると次回忘れずに検討できると思う。
・p.1の「Iはじめに」の下3行の「この年次報告書では～」のところに、コロナ禍に伴って、その実数と目標値に大きな差がある旨を書いても良いのではないかと。
→注意書きは可能。何らかの注意書きを入れて公表するか事務局の方で検討する。

- ・今回の意見を受けて修正した箇所の確認と、これ以降の修正については、正副委員長に一任することで委員了承。

議事② 岡山市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する計画（案）

について

○説明内容

資料2-1、資料2-2、資料2-3について事務局から説明

○意見等

■資料2-1 p.3「5 支援の対象者」

- ・トランスジェンダーの方の文章が「検討します」になっているが、「検討」の文言は取ったらどうか。岡山市は支援しないと言っているとは思っていないが、この文章だけ読むと、「検討」だけなのかと取られる文章かと思う。
- 国等の文言とも合わせて書いている。今回の案の中では、このままでと思っている。トランスジェンダーの方については前向きに対応する。

■資料2-1 p.12「イ 岡山県における人工妊娠中絶数」

- ・下のコメントで「令和4年度は55%近くまで伸びています」とあるが、「伸びている」という表現は違和感がある。
- 検討する。

■資料2-1 p.16「(2) 一時保護及び緊急一時保護の実施」

- ・同伴児童等について、17ページに別枠で記載はあるが、16ページには同伴児童が入っていない。子どもを連れてだと、一時保護されないと見られるのではないか。
- 実際のところは、一時保護でも緊急一時保護でも、お子さんがいるかどうかは必ず確認している。書き方を検討する。

■資料2-1 p.20「(2) 若年層に向けた啓発」

- ・「性暴力や性的搾取、デートDV等」のところに、不同意性交罪などを入れたほうがいいのではないか。
- 検討する。

■資料2-1 p.21「成果指標」

- ・令和13年度の目標は何か根拠があって設定しているのか。
- DV等の犯罪防止啓発事業の参加者数は、毎年何人というよりは、累計での数値の方が分かりやすいと思ってこのようにしている。DV相談機関の認知度は、さんかくプランや計画のアンケート調査の際に、それぞれの項目でお聞きしているので、そこから達成できそうな数値より少し上で設定している。この計画については、民間支援団体としっかり連携するところがあるので、NPO団体など民間の相談機関でも相談できるという点と、各福祉事務所にある地域こどもセンターでも相談できるという点を、もう少し知ってもらいたいという思いがあり、下の2つは少し高めで設定している。

■資料2-2 p.1「7 苦情対応について記載が必要ではないか」

- ・これは、支援を受ける女性や例えばパートナーであったりそういう人からの苦情なのか、それとも支援体制自体に対するクレームみたいなものがあったりするのか。
- 問題を抱えて窓口で相談に行かれた方が、「窓口でこんな対応とられた」となった時に、まずは最初に受け取ったところが、きちんと誠意をもって対応していく必要がある。ただ、そこでどうしてもうまくいかないことがあった場合には、市の方へ苦情を申し入れしていただいたら、専門委員の皆様にもお諮りをして対応する、そういった体制を考えていることを示したもの。

■資料2-3 p.3「4つ目」

- ・相談員の継続的な雇用について、資料2-1の15ページ施策の方向性に相談支

援体制の充実、人材育成及び研修の充実があるが、相談を支える相談員という役割が非常に重要だと思う。相談員が継続して働けるような労働条件や待遇の改善が必要。

→計画の中に相談員の待遇をアップしますと具体的に書くのは難しい。男女共同参画相談支援センターの相談員は、難しい内容の相談を対応する中で、スーパーバイズで専門家の方に話を聞いてもらったり、弁護士や心理士にも相談をしながら対応し、ひとりで抱えないようにということは気を付けてやっている。今後も引き続きそういった体制でやっていく必要があるとは承知している。

- 今回の意見を受けて修正した箇所の確認と、これ以降の修正については、正副委員長に一任することで委員了承。

(2) その他

次回会議について

- 令和7年度第1回会議を5月に開催予定。日程調整は改めてお願いします。